

役務契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の仕様書及び設計書等（以下「仕様書等」という。）に従い、関係法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない事項については、発注者と受注者との間で協議して定める。

(主任技術者)

第2条 受注者は、委託業務の履行について、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(工程表)

第3条 受注者は、この契約締結の際、工程表を、発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、委託業務の性質上工程表作成が困難な業務内容の場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、この委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の一部について、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行報告等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して契約の履行状況を調査し、報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の変更をし、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者との間で協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(期限の延長)

第8条 受注者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面をもって履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発

注者と受注者との間で協議して定める。

(損害のために必要が生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により必要が生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者との間で協議して定める。

(履行遅延の場合における延滞金)

第10条 受注者の責に帰する事由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数に応じ年利5.0%の割合を乗じて計算した額とする。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務委託の完了確認のため、検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。

4 前項の補正の完了及び再検査については、第1項及び第2項の規定を準用する。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第12条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、委託料の支払いを請求するものとする。ただし、次の各号の場合についてはこの限りではない。

- 一 通年業務委託で複数回の支払いを必要とするもの
- 二 委託業務の一部が完了し、かつ可分であるもの
- 三 月額払いの契約であるもの
- 四 単価契約のものであるもの

2 前項第1号については、発注者と受注者との間で協議の上、支払回数を定め、業務委託の終了した部分に応じた金額の範囲内で支払うものとし、千円未満が生ずる場合は、最終回で調整する。同項第2号については、発注者は当該部分について引渡しを、受注者は当該部分に対する委託料相当額を、発注者と受注者との間で協議のうえ、請求することができる。同項第3号については、当該月の履行に係る代金を翌月初日以降に発注者に対して請求することができる。同項第4号については、当該実施数量に当初の契約単価を乗じて算出した額に消費税相当額(取

引に係る消費税及び地方消費税)を加算した金額を請求することができる。

- 3 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 業務委託料支払時の消費税相当額については発注者の負担となるが、本契約案件の消費税額は契約成立日の税率により計算したものであり、税率変更等により消費税額が増額されたときは、発注者は、受注者の請求によりその増額分を受注者に支払うものとする。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。

- 一 受注者の委託業務の処理が不相当と発注者が認めるとき。
 - 二 受注者の責めに帰する事由により期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 三 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者は、その履行済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者は、その履行済部分に対する委託料相当額を受注者に支払うものとする。
- 4 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは契約を解除することができる。

(免責)

第15条 受注者は、次の各号の損害については、一切その責を負わない。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風等の天災地変、暴動、官の処分等、その他不可抗力の事態により生じた損害。
- (2) 発注者が仕様書等を守らなかったことに起因する損害。

(契約不適合責任)

第16条 受注者は、第11条第5項の規定による引渡しを行った日から1年以内に発見された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものについて、発注者が定めた相当の期間をもってその部分の修補を請求し、期間内に補修の追完がないときは、発注者は、その不適

合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の補修等に代え若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第 17 条 受注者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、山梨市個人情報保護法施行条例（令和 4 年山梨市条例第 19 号）を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行ううえで得られた仕様書等（業務を行ううえで得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。
- 4 受注者は、業務に従事する者及び従事した者に対し、前項を順守させなければならない。

(長期継続契約)

第 18 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約の場合、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は本契約を変更又は解除することができる。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者との間で協議して定めるものとする。